

大洲市教育委員会 8月定例会会議録

1 開催の日時及び場所

平成30年8月27日(月) 午後3時00分

大洲市本庁舎別館3階第2会議室

2 定数 5人

3 出席委員

教育長	東山宏
教育長職務代理者	西山千春
委員	山内光郎
委員	渡邊ひとみ
委員	吉岡恵一

4 会議に出席した公務員の職氏名

教育部長	井上徹
教育総務課長	久保明敬
学校教育指導監	井上等之
生涯学習課長	松本隆寿
文化スポーツ課長	村上司
学校給食センター所長	山崎重信
教育総務課長補佐	隅田充
教育総務課主事	富永佳緒里

5 傍聴人の数 0人

## 6 開会宣言

教育長

会議に先立ちまして、傍聴人に申し上げます。委員会の傍聴にあたっては、審査案件に対して、賛成あるいは反対の意思を表示することや会議の妨害となる行為をすることは禁じられております。

また、規則等に違反する場合は、退場を命ずることがありますので、念のため申し上げます。

それでは、ただ今から、大洲市教育委員会「8月定例会」を開会いたします。

[午後3時00分開会]

## 7 議 事

教育長

本日、事務局より提出のあった第34号議案から第44号議案までの議案11件のうち、「第44号議案 平成31年度使用 中学校及び小学校教科用図書の採択について」は、採決後、内子町教育委員会での審議の状況を確認する必要がございますので、まず、本案の議案審議から行います。

これより議事に入ります。

「第44号議案 平成31年度使用 中学校及び小学校教科用図書の採択について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。議案書36ページをお願いします。

学校教育指導監

「第44号議案 平成31年度使用中学校及び小学校教科用図書の採択について」説明いたします。

教科書を採択する権限は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条」の規定により教育委員会にあります。が、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第4項」の規定により、大洲・喜多地区教科用図書採択協議会で協議を行ったもので、平成31年度より教科化され中学生が使用することとなる「特別の教科 道徳」の教科書、及び4年に一度の採択時期を迎えたことにより平成31年度に小学生が使用することとなる「特別の教科 道徳」以外の教科書の採択です。

採択に当たっては、6月5日に第1回大洲・喜多地区採択協議会を開催し、今後の日程を話し合うとともに調査員、選定委員の決定等を行いました。6月12日から7月20日まで調査員による調査研究を進め、その結果を提出していただきました。7月30日には第2回大洲・喜多地区採択協議会を開催し、選定委員会の持ち方や今後の流れ等について話し合いました。

8月3日に選定委員会を開催し、平成31年度から中学生が使用する「特別の教科 道徳」の教科書では候補を2社に絞りました。

また、平成31年度に小学生が使用する「特別の教科 道徳」以外の教科書では、平成29年度検定において新たな図書の申請がなかったため、平成26年度採択における調査研究の内容等を活用し、候補を大洲・喜多地区採択協議会に提出していただきました。

8月16日、第3回大洲・喜多地区採択協議会を開催し、採択候補を決定しました。その結果は次のとおり（答申）です。

中学校 「特別の教科 道徳」東京書籍

小学校 「国語」光村図書、「書写」光村図書、「社会」東京書籍、「地図」帝国書院、「算数」啓林館、「理科」学校図書、「生活」東京書籍、「音楽」教育出版、「図画工作」日本文教出版、「家庭」開隆堂出版、「保健」学研教育みらい、と決定いたしました。以上でございます。

教育長

ただ今、大洲・喜多地区教科用図書採択協議会の事務局であります学校教育指導監から、教科書採択の方法並びに採択協議会における一連の説明をいたしました。協議会の会長として、教科書選定についての基本的な考えについて、申し上げさせていただきます。

大洲市の児童生徒が使用する教科書は、大洲・喜多地区が共同での採択となっておりますので、大洲市と内子町で規約を定め、その規約に基づき大洲・喜多地区教科用図書採択協議会を設け、教科書はもとより、県の調査資料、調査員の調査結果、学校関係者や保護者の意見等を参考として、採択教科書の選定に当たってまいりました。

愛媛県の義務教育諸学校教科用図書採択基準は、「教育の目的に一致していること」、「各教科又は特別の教科の目標に一致していること」、「教育的にみて公正であること」、「児童又は生徒の実態を考慮すること」、「様々な角度から総合的に比較検討すること」であり、義務教育諸学校教科用図書選定資料の調査要素は、「内容の選択」、「内容の程度」、「構成・配列」、「学習指導への配慮」、「造本その他」となっています。以上のような基準等をもとに、十分な調査研究に期間をとった上で、8月16日の第3回採択協議会において、厳正かつ公正な採択教科書の選定を行ってきたことをご報告いたします。

それでは、まず、中学校「特別の教科 道徳」についてお諮りいたします。採択協議会では、「東京書籍」を採択されていますが、委員のご意見をお願いします。

渡邊委員

いずれの教科書も、学習指導要領に示されている4つの視点で適切な

内容が選択されていまして。中でも、「東京書籍」は、内容が系統的・発展的に構成されており、挿絵や写真もよく、レイアウトも見やすいと感じました。また、全体を通して表記や表現も適切であると思いました。私は、「東京書籍」を推薦します。

山内委員

道徳ノートを付録とするなど工夫がみられる教科書もありましたが、東京書籍は、心情円やホワイトボード用紙を付録としています。「東京書籍」は、大きさも適切で扱いやすいと感じました。子供たちにしっかり考えさせるような教材が、適切な文章量ですっきりとまとめられているという印象を持ちました。私も渡邊委員さんと同じように「東京書籍」を推薦します。

教育長

「東京書籍」の支持が2件出ておりますが、他にご意見はありませんか。

吉岡委員

私も「東京書籍」を支持したいと思います。情報モラルやLGBTなどの現代的な課題を扱った教材を取り上げている教科書もありましたが、東京書籍は、全学年を通していじめ問題や命の尊さについて考えを深めることができるようにうまくまとめられているよう感じましたし、子供たちがこれから対応していかなければならない重要な問題をきちんと取り上げていると感じました。

西山職務代理者

私も皆さんと同じように「東京書籍」を推薦します。全体的に、バランスよく構成されており、指導をされる先生方にも指導しやすい教科書に仕上がっていると感じました。

教育長

4名の委員からそれぞれ「東京書籍」を支持するという意見が出ました。それでは、中学校「特別の教科 道徳」については、「東京書籍」ということで異議はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

教育長

全員異議なしということで、中学校「特別の教科 道徳」については、答申どおり「東京書籍」に決定します。

次に、小学生が使用する「特別の教科 道徳」以外の教科書についてお諮りいたします。採択協議会では、平成26年度採択における調査研究の内容等を活用して、平成27年度から使用されている教科書を平成31年度に使用する教科書として採択されていますが、委員のご意見をお願いします。

山内委員

平成26年度に研究を重ねられておりまして、慎重に審議されて採択されたものですので、来年度使用することに問題はないと思われま

渡邊委員

私も、同様な意見です。

また、4年間使用してきた中で、教員や保護者から問題点も出ていないということですので、来年度も引き続き使用していくことに異論はありません。

教育長 お二人から原案を支持する意見が出ておりますが、他にご意見はありませんか。

西山職務代理者 私も、同様な意見です。引き続き使用することでよろしいかと思いません。

吉岡委員 私も、引き続き使用することに異議はありません。

教育長 4名の委員から原案支持の意見が出ました。  
それでは、小学生が使用する「特別の教科 道徳」以外の教科書については、原案のとおりということで異議はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

教育長 全員異議がないようですので、小学生が使用する「特別の教科 道徳」以外の教科書については、答申のとおり決定することにいたします。  
以上で、中学校及び小学校教科用図書の採択を決定いたしました。  
ここで、事務局からただ今の結果について、確認のために発表をお願いします。

学校教育指導監 それでは、決定した教科用図書を順にご報告いたします。  
中学校 「特別の教科 道徳」東京書籍  
小学校 「国語」光村図書、「書写」光村図書、「社会」東京書籍、「地図」帝国書院、「算数」啓林館、「理科」学校図書、「生活」東京書籍、「音楽」教育出版、「図画工作」日本文教出版、「家庭」開隆堂出版、「保健」学研教育みらい、以上でございます。

教育長 ただ今、事務局から結果を報告いたしました。この決定事項につきましては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第13条第5項の規定によりまして、同じ採択区域であります「内子町教育委員会」における採択結果との一致をもって最終決定とされることになっております。念のためこの点を申し添えまして、以上で「第44号議案」の審議を終了いたします。  
ここで、しばらく休憩いたします。

〔暫時休憩 15時12分～15時20分〕

教育長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
まず、先ほど審議いたしました「第44号議案」につきましては、内子町教育委員会においても同様の採択をされましたので、平成31年度から中学校及び小学校で使用する教科用図書が決定したことを報告

いたします。

## 8 前回会議録の承認

教育長 次に、「前回会議録の承認」についてお諮りいたします。去る、8月2日開催の定例会の会議録につきましては、すでに事務局から各委員に原案が提示されております。この原案に対しまして、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

教育長 特に、質疑・意見もありませんので、前回会議録につきましては、原案のとおり承認することにいたします。

## 9 教育長一般報告

教育長 次に、「教育長一般報告」に移ります。各所属長から順次報告をお願いします。

〔各所属長、順次、「教育長一般報告」を行う。〕

教育長 ただ今の「教育長一般報告」について、質疑・意見等はございませんか。

西山職務代理者 A L Tさんの増員はうれしく思います。6名の方の所属する学校についてお伺いします。

教育総務課長 ジェシカさんやキャロリンさんが多くの学校を持っていましたので、全体的にまんべんなく割振りをするために組替えをしています。新しく来ていただいたベネットさんはベース校が大洲北中学校で、平小学校を担当していただきます。ケリーさんはベース校が喜多小学校で、平野小・中学校、レイラさんはベース校が新谷中学校で菅田小学校、新谷小学校という割振りをしました。今度こられた方は21歳から22歳の若い方で、日本にあまり慣れていませんので、最初は配置校を少なくして、負担のかからないようにします。慣れるに従って学校だけでなく公民館活動等で英語教室も行っていただきたいと思います。

教育長 他に、質疑・意見はありませんか。

吉岡委員 学校給食センターについてお伺いします。1学期後半の被災を受けて簡易給食になったと思います。今回の被災で農家の方もかなり被災をされているということで、なかなか地産地消というのは大変なことになっていると思いますが、食材供給体制はどのようになっているのでしょうか。

学校給食センター所長 8月から9月にかけて愛たい菜さんが本稼働できないないということで、農家さんが保管しているものを愛たい菜さんが取りまとめまして、

- 9月ぐらいから仕入れしていただいています。ただ数が限られていますので、他の業者さんをお願いをして対応したいと考えています。
- 吉岡委員 子供たちの健康増進のために、栄養摂取に努めていただきたいと思います。いろいろ大変なこともあるかと思いますが、よろしく願います。
- 教育長 他に、質疑・意見はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり。〕
- 教育長 以上で、「教育長一般報告」を終わります。
- 10 議 事
- 教育長 それでは、これより議事に入ります。  
「第34号議案 平成30年度河辺地域小中一貫教育推進事業計画について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。  
〔学校教育指導監、「第34号議案」について説明する。〕
- 教育長 ただ今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり。〕
- 教育長 それでは、これより採決いたします。  
「第34号議案」を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。  
〔挙手全員〕
- 教育長 挙手全員であります。よって、「第34号議案」は、原案のとおり決することにいたしました。  
次に、「第35号議案 大洲市立中学校に係る運動部活動の方針について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。  
〔学校教育指導監、「第35号議案」について説明する。〕
- 教育長 ただ今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。  
それでは私から、休養日は4月の通知の内容と変わりませんか。
- 学校教育指導監 変わりません。議案別冊3ページに記載していますが、4月の通知をそのまま踏襲しています。
- 教育長 他に、質疑・意見はありませんか。
- 山内委員 大洲市は本当に暑いので適切な休養をとって部活動をやっていただくということで賛成ですが、生徒さんや保護者の理解は十分得られえると考えておられるのか伺います。
- 学校教育指導監 以前、意識調査を行ったことがあります。現在、学校では水曜日を部活動休養日として、教職員は校内研修に励んでいただく時間として設

定していますが、おおむね保護者からも生徒からも賛同を得ていると把握しています。土日につきましても、いずれか1回休むということについて、十分休養がとれて次の活動に向けて取り組むことができるということで大変好評を得ていると聞いています。

教育長 他に、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

教育長 それでは、これより採決いたします。

「第35号議案」を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

教育長 挙手全員であります。よって、「第35号議案」は、原案のとおり決することにいたしました。

次に、「第36号議案 大洲市立学校設置条例の一部改正について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

〔教育総務課長、「第36号議案」について説明する。〕

教育長 ただ今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

教育長 それでは、これより採決いたします。

「第36号議案」を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

教育長 挙手全員であります。よって、「第36号議案」は、原案のとおり決することにいたしました。

次に、「第37号議案 平成30年度大洲市一般会計予算のうち教育費、教育施設災害復旧費等に係る9月補正予算について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

〔教育総務課長、生涯学習課長、「第37号議案」について説明する。〕

教育長 ただ今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

教育長 それでは、これより採決いたします。

「第37号議案」を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

教育長 挙手全員であります。よって、「第37号議案」は、原案のとおり決す



ることにいたしました。

次に、「第38号議案 大洲北中学校技術教室棟及び屋内運動場改築工事の内建築工事の請負契約の締結について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

〔教育総務課長、「第38号議案」について説明する。〕

教育長 ただ今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

教育長 それでは、これより採決いたします。

「第38号議案」を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

教育長 挙手全員であります。よって、「第38号議案」は、原案のとおり決することにいたしました。

次に、「第39号議案 大洲市公立学校管理規則の一部改正について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

〔教育総務課長、「第39号議案」について説明する。〕

教育長 ただ今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

教育長 それでは、これより採決いたします。

「第39号議案」を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

教育長 挙手全員であります。よって、「第39号議案」は、原案のとおり決することにいたしました。

次に、「第40号議案 大洲市立幼稚園保育料の減免に関する規則の一部改正について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

〔教育総務課長、「第40号議案」について説明する。〕

教育長 ただ今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

教育長 それでは、これより採決いたします。

「第40号議案」を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

教育長 挙手全員であります。よって、「第40号議案」は、原案のとおり決す

ることにいたしました。

次に、「第41号議案 大洲市奨学金基金条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

〔教育総務課長、「第41号議案」について説明する。〕

教育長 ただ今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

教育長 それでは、これより採決いたします。

「第41号議案」を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

教育長 挙手全員であります。よって、「第41号議案」は、原案のとおり決することにいたしました。

次の、「第42号議案」及び「第43号議案」は、議事の都合により、のちほど審議することいたします。

次に、その他に移ります。

各委員さん方、何かありませんか。

西山職務代理者 今朝、元気な子供たちの声が聞こえて元気に通学できるようになってよかったですと思います。新学期に当たって、学校の復旧等で何か問題がないか、お伺いします。

教育総務課長 鋭意進めていますが、全体的に間に合っていない所があります。復旧工事の優先順位を決めておりまして、仮の職員室を作ることを1番目に行いました。2番目に教室、保健室、給食受入室等、2学期が始まる前にやらなければならない所については、最低限のところまでできています。3番目は、教室に比べて優先順位の低い体育館については、着手できていない所があります。引き続き、今後も業者と協力しながら進めてまいりたいと思います。

教育部長 学校関係についてご質問いただきましたが、社会教育関係についても現状を報告させていただきます。

生涯学習課長 公民館関係ですが、浸水した久米、菅田、肱川公民館と白滝公民館柴分館については専決予算、9月補正予算と9月追加補正予算で対応し、早期に復旧したいと考えています。避難所の関係ですが、5つの公民館が避難所となっていました。その中で、肱南公民館の避難所が8月21日に閉鎖になりました。また、2学期から菅田小学校体育館の避難所が菅田公民館に移りました。八多喜公民館と新谷公民館を含めて5つの公民館が避難所になっています。

支援関係ですが、平公民館については、夜勤もしていましたが、地域も避難者も安定してきたということで、9月からは、職員が午後5時15分まで、午後10時まで管理、午後10時以降はそれぞれ避難所の中で対応していただいております。

文化スポーツ課長

社会体育施設の復旧状況について説明します。多目的グラウンド、河川敷グラウンドについては、肱川本流の流れの中で真土が流出しましたので、9月追加補正予算の対応し、年度内の復旧を目指したいと考えています。なお、河川敷グラウンドは若干早めに復旧したいと考えています。体育館については、大成体育館、柴体育館、肱川農業者トレーニングセンターが、それぞれ床上100センチ前後の浸水がありました。床板の張り替えが必要となりますので、順次補正予算に計上し、31年度の早期完成を目指したいと考えています。大成ふれあい広場、高砂運動場、運動公園の野球場と陸上競技場については、災害廃棄物の仮置き場に使用されておりました。8月末が搬入期限となっており、その後ゴミの払出や土砂の入れ替え、芝生の張り替え等については、若干の日数を要すると思いますが、できるだけ早い復旧を目指したいと考えております。総合体育館については、7月9日から支援物資の受け入れ、配布場所になっておりましたが、8月27日から館内のトレーニングルーム等について一般の利用を再開しています。アリーナには支援物資が残っていますので9月2日を目途に搬出して、9月上旬には利用を再開したいと考えております。

生涯学習課長

図書館について補足説明をさせていただきます。市立図書館については、1階のフローリングの部分が浸水しました。所どころ反ったり亀裂が入ったりして膨らんでいますので、今回の災害予算で復旧したいと考えていますが、工事については、材料調達等に時間がかかりますので、工事の工期は1カ月あればできますが応急処置として対応しています。図書館肱川分館については全壊ですので、今年度内で施設の整備、図書の購入を行い来年度にはスタートできるように計画しています。

山内委員

仮設住宅の抽選も終了しましたが、避難所はいつまで避難所として使用するのか、また、中学生の新人戦の時期になりますが場所は確保できているのか、この2点についてお伺いします。

教育部長

避難所には目途が立たない方もたくさんおられます。自宅を直してそこに入る方も数多くおられます。その方々の目途が立つまでは避難所は存続するものと思っています。ただ、避難所の集約等は今後考えて

いくことになるのではないのでしょうか。具体的にそこから先については、まだ検討に入っていないというのが現状です。

教育総務課長

中学校の新人戦と小学校の陸上競技大会が影響すると思いますが、新人戦については、野球場が使用できませんので、城の台と内子の野球場、テニスコートは運動公園を使用します。小学校の陸上競技大会については、運動公園の陸上競技場が使用できませんので西予の運動公園で検討されています。今までは予選、決勝とありましたが、今回は決勝のみのタイムレースということで検討されているようです。

教育長

他に、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

教育長

次に、事務局はありませんか。

それでは次に、「9月定例会」の開催日程についてお諮りします。事務局の原案がありましたら説明願います。

〔教育総務課長、「原案」について説明する。〕

教育長

只今、事務局より説明がありましたが、委員の皆さんの御都合はいかがでしょうか。

〔全委員、原案了承する。〕

教育長

それでは、次回については、9月25日 火曜日 午後2時から、市庁舎別館3階 第2会議室において開催いたします。ここで、お諮りいたします。

「第42号議案」及び「第43号議案」の議案2件については、人事に関する案件でありますので、「大洲市教育委員会会議規則」第12条の規定に基づき、非公開により審議したいと思います。

これに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

教育長

挙手全員であります。よって、この議案の審議は、非公開とすることに決しました。

それでは、しばらく休憩いたします。関係者以外は、退席願います。

〔休憩 16時17分～16時19分〕

教育長

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、「第42号議案 大洲市立博物館協議会委員の解任について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

〔文化スポーツ課長、「第42号議案」について説明する。〕

教育長

ただ今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

教育長 それでは、これより採決いたします。  
「第42号議案」を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願  
いします。

[挙手全員]

教育長 挙手全員であります。よって、「第42号議案」は、原案のとおり決  
することにいたしました。  
次に、「第43号議案 大洲市文化財保護審議委員の解嘱について」を  
議題といたします。事務局より説明をお願いします。

[文化スポーツ課長、「第43号議案」について説明する。]

教育長 ただ今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり。]

教育長 それでは、これより採決いたします。  
「第43号議案」を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願  
いします。

[挙手全員]

教育長 挙手全員であります。よって、「第43号議案」は、原案のとおり決  
することにいたしました。

## 10 閉会宣言

教育長 以上で、本日の議事はすべて終了いたしましたので、これをもって本  
日の定例会を閉会することにいたします。

[午後4時22分 閉会]

上記会議の顛末を記録して、その相違なきことを証するためここに署名する

教 育 長

教 育 長  
職務代理者

委 員

委 員

委 員

上記、記録責任者

